

① 子ども・子育て支援新制度って？

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律とその他関連する法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートします。消費税率の引き上げによる増収分を活用して、次のような取組みを進めていきます。

- 1 保育の場を増やし、子育てしやすく、働きやすい社会を目指します。
- 2 幼児期の学校教育・保育の質の向上や、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ「認定こども園」の設置など、幼児期の教育・保育環境の充実を進めます。
- 3 すべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、多様な子育て支援を充実していきます。

② 新制度における子ども・子育て支援はどんなものがあるの？

▶ 教育・保育施設など



幼稚園

3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う学校

※利用時間前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります。



保育所

0～5歳

共働き世帯など家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設



認定こども園

0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設



地域型保育

0～2歳

小規模保育など少人数の単位で子どもを預かるサービス



▶ 地域の子育て支援

新制度では、ご家庭で子育てをする保護者も含めすべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、地域の子育て支援を充実させます。

例

一時預かり

保護者の病気、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等のため、保育所等で一時的に子どもを預かるサービスです。

金沢こども広場

乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集うことのできる無料の遊び場。専門スタッフが常駐し、育児相談やイベントなども行われています。市内に6か所あります。

ファミリーサポートセンター

幼稚園、保育所のお迎えやリフレッシュなど、子育てに応援が必要な人(依頼会員)と子育てを応援したい人(提供会員)をつなぐ仕組みです。事務局は教育プラザ富樫にあります。

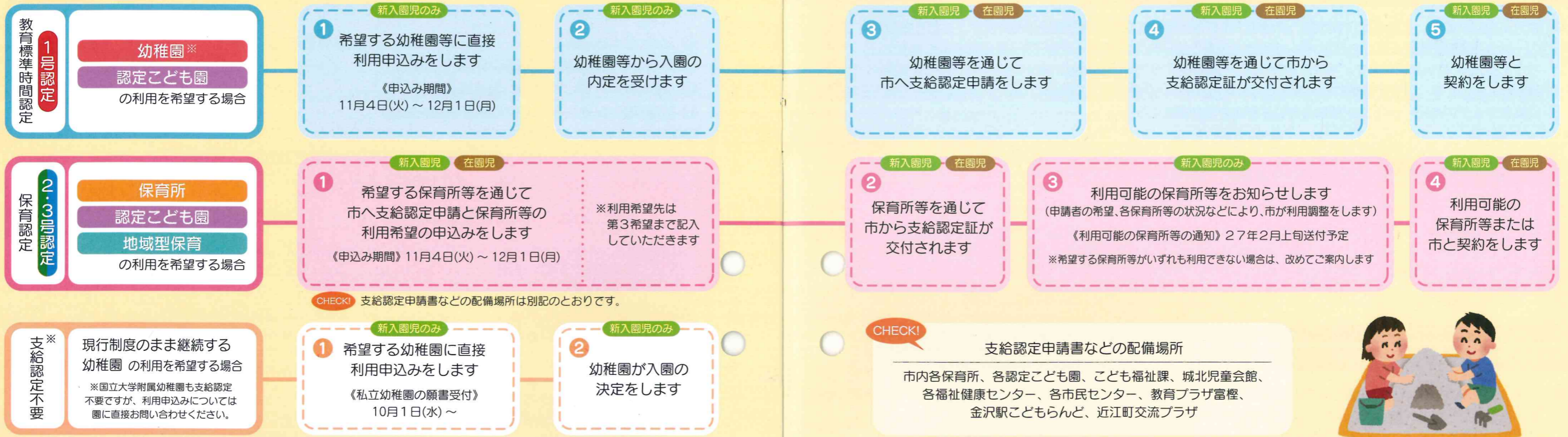
保育利用支援員

保育を希望する保護者の相談に応じ、個々の状況に合った必要なサービスの情報提供を行っています。市役所こども福祉課に常駐しています。

*この他にも、様々な支援を実施しています。詳しくは、「金沢子育てお役立ちウェブ」をご覧ください。

▶ 教育・保育施設などの利用の流れ

平成27年4月から施設を利用する場合～新入園児と在園児(平成26年度以前からの継続利用)で手続きが異なります～



※幼稚園については、新制度により運営する園と現行制度を継続して運営する園とがあり、現行制度の園の場合は、支給認定の申請は必要ありません。

④ 保育料はどのようになるの？

保育料(利用者負担)は、世帯の所得状況に応じた負担をもとに、国が定める基準を上限として、市が設定します。また施設などによっては、市が定める保育料のほかに、あらかじめその用途や金額等を明示の上、実費負担や上乗せ利用料を徴収する場合があります。

金沢市における保育料については、現在の幼稚園の保育料(就園奨励費補助額を差し引いた実負担額)や保育所の保育料を基本に検討しているところです。

なお、現行制度のまま継続する幼稚園の保育料は、これまでどおり各園が定めます(就園奨励費補助の対象となります)。

[保育料算定の変更点]

- ・ 所得税額に基づく算定から、市町村民税所得割額に基づく算定になります。
- ・ 教育標準時間認定と保育認定との2種類の保育料となり、保育認定の保育料はさらに、保育が必要な時間により、保育標準時間と保育短時間の2つの区分に分けられます。
- ・ 保育料の切り替え時期が毎年9月となり、4月から8月は前年度の市町村民税額、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づいて算定します。

参 考

現行制度(平成26年度)の保育所の保育料 注意 平成27年度以降は変更になります

階層区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保育料(月額)		
		3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)	
A	生活保護世帯	0円	0円	
B	非課税世帯	2,400円	3,500円	
C	平成25年度分市町村民税	均等割の額のみ世帯	6,500円	
		所得割の額のある世帯	9,400円	
D	平成25年分の所得税	課税世帯	5,000円未満の世帯	13,100円
			5,000円以上 8,500円未満の世帯	16,600円
			8,500円以上 25,000円未満の世帯	21,500円
			25,000円以上 40,000円未満の世帯	23,400円
			40,000円以上 47,500円未満の世帯	25,300円
			47,500円以上 70,000円未満の世帯	26,100円
			70,000円以上 103,000円未満の世帯	27,800円
			103,000円以上 413,000円未満の世帯	27,800円
			413,000円以上の世帯	46,300円

《税額控除について》
市町村民税・所得税の額は、住宅借入金等特別控除など税額控除適用前(一部を除く)の税額です。

《保育料の軽減》
保育所等をきょうだいで利用する場合や、B階層の世帯で母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等に該当する場合は、保育料が軽減されます。

※幼稚園の保育料は各園が定めています。

